

一類感染症に関する検討会 開催要綱

1 目的

平成26年、西アフリカを中心に感染拡大したエボラ出血熱については、国際的な人や物の移動の活発化に伴い、我が国にも侵入する懸念があることから、検疫及び国内体制を強化しているところである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）に規定する一類感染症としては、エボラ出血熱を始めとするウイルス性出血熱（クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ラッサ熱）のほか、痘そう、ペスト及びマールブルグ病があるが、これらの感染症への対策は、エボラ出血熱の対策と共通する部分も多い。今回のエボラ出血熱への対応での様々な経験を踏まえつつ、今後国際的に脅威となる感染症が発生する可能性を見据えて、これらの感染症の発生予防及びまん延を防止するための対策を強化することが重要である。

そこで、ウイルス性出血熱等一類感染症への対応を検討するため、ウイルス学、疫学、感染症の診療等の専門家及び行政関係者による検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の業務内容

ウイルス性出血熱に関する、行政の対応体制、患者の移送、検体の採取と輸送、医療体制（医療機関における治療指針）、積極的疫学調査、消毒方法、広報、情報提供の在り方等について検討する。

3 会議構成等

- (1) 厚生労働省健康局長は、会議を開催するに当たり、別紙の専門家を参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は会議の議事を整理する。座長は、厚生労働省健康局長が選任する。
- (3) 厚生労働省健康局長は、必要に応じて、会議に参考人を招致することができる。

4 その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が、構成メンバーを参集し、開催する。
- (2) 会議は、原則公開とする。
- (3) 会議の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行う。

- (4) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、厚生労働省健康局長が定める

附則

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

(別紙)

「一類感染症に関する検討会」の構成員

平成 27 年 9 月 8 日

平成 29 年 6 月 13 日改正

- 足立 拓也（東京都保健医療公社豊島病院感染症内科医長）
- 大曲 貴夫（国立国際医療研究センター病院国際感染症センター長）
- 柏樹 悦郎（大阪検疫所長）
- 釜范 敏（日本医師会常任理事）
- 西條 政幸（国立感染症研究所ウイルス第一部長）
- 齋藤 智也（国立保健医療科学院健康危機管理研究部上席主任研究官）
- 杉下 由行（東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課長）
- 松井 珠乃（国立感染症研究所感染症疫学センター第一室長）

（五十音順、敬称略）